慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日英の選挙法改正
Sub Title	
Author	山崎, 宗直
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.2 (1916. 2) ,p.230(116)- 245(131)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160201-0116

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

營年金制度が老貧者問題の解決策として決して絶望の方策にあらざることは略ぼ之を闡明し得たるが如し。勿論加奈陀の年金制度は日傭職工又は勞働者の如き最下層の勞働者階級の間には普及するを得ざりき。然れども商業使用人、教師並に其れと同一の社會階級に屬する者の間に在りて大に其注意を喚起したるは瞭然たる事實にして、殊に官營制度が年金事業を營む生命保險會社に比し優秀の成績を收め得たるは吾人の注目すべき所なり。蓋し同制度が流布の方法を中途にして改めざりせば、其成績は今日の如き遲々たる狀態に止まらずして、尙幾分の發達を看たるならむ。是れ加奈陀官營年金を論ずる者の等しく察知する所なりとす。

（大正四年十一月十二日稿了）

日英兩國の選擧法改正

山崎宗直

一　序言

我國の衆議院議員選擧法改正の論議は久しき問題なるが、早晩其實現を見ることゝなるべきを以て、我國に於ける立憲政體の基礎を益々强固なる土臺の上に据へむ爲め、此政體の祖國なる英國に於ける庶民院議員選擧法改正の由來を研究し、就中選擧權の擴張、小選擧區制の復活選擧の指名日と投票日との區別の設定及大學の獨立選擧區等に干して其概略を述べ、我國朝野有識の士の參考に供するは强ち無益の勞に終らざるべし。

二　一千八百三十二年以前の選擧法

英國の選擧法改正の歷史は之を三期に區別することを得べし。第一期は一千四百三十年以前の選擧法、第二期は一千四百三十年より一千八百三十二年に至る間の選擧法、第三期は一千八百三十二年の改正法より今日に至る間の選擧法即ち是なり。

（一）第一、中古時代の選擧法

此時代の國會議員の選擧は郡市兩部共に郡奉行之を掌りたりき。郡部選擧區に於ては、選擧人及被選擧人共に其地方在住者にして、郡法廷に參與するの權利を有する者は皆共に有權者なりき。郡部選出議員は所謂其郡部の武士の代表者即ち其地方在住の武家階級の代表者として國會に參與するものと思惟せられたり。

市部の選擧法は甚だ複雜、錯綜、不一統にして、一千八百三十二年の改正選擧法の成立迄は殆んど各市邑の自由に放任せられ、各市邑によりて其有權資格を異にせしが、有權者は凡そ左の四種に區別することを得るが如し。

（イ）土地保有權の所有者
（ロ）一定の市稅を上納する市住民
（ハ）特許市邑の自由民
（ニ）市邑團體の役人

此等の權利は大に濫用せられ惡弊限なく、政府は常に其選擧に干涉し之を左右せしのみならず、往々極めて少數の貴族或は富豪數人の議員選出權ある市選擧區を獨占し、或時は一選擧區に一名の有權者の外なく其有權者は自ら自己を選出して代議士となりたりと云ふ滑稽談さへありたる程なりき。故に、此時代に於ては市部の選擧は腐敗其極に達し、國民の意思は郡部の選擧にありて確かめらるゝことゝ思惟せられたり。

（二）第二、近世期時代の選擧法

然るに一千四百三十年ヘンリ第六世の時代に於て、郡部選擧資格は年額金四拾志（現在の金參四拾磅以上に相當するなるべし）の賃借價値ある自由保有權ある土地所有者に限定せられた

るが、之れ殆んど四百年間有效なる英國郡部の選擧法なりき。

三　千八百三十二年以後の選擧法

十八世紀に於ける產業革命の後ち、國民經濟の進步に伴ひ、敎育の普及を促し、一般人民の參政權を渴望するの念慮亦驚くへき速度を以て進み、爲めに英國は過去凡そ一百年間に於て革命的選擧法の改正を行ふこと三回に及ひたりき。

第一回改正選擧法は有名なる一千八百三十二年の改正法にして、此法律は大に選擧權を擴張し、甚たしく議員の議席分配を改良したるを以て、實に英國政治の中心を上流社會より中流社會に移したるが、次の一千八百六十七年の第二改正法及一千八百八十四年の第三改正法に至りては尙一層進んで英國の統治權を中流社會より全く下流社會の掌中に歸せしめたるが如し。

今此等三回の改正選擧法の要點を比較の爲め左に拔萃表示すべし。

第一改正法　一千八百三十二年自由黨グレー內閣によりて改正

一、有權資格

甲、郡部選擧法

(1) 所有權（プロパチー）に依る有權者

(a) 從來の四拾志自由保有地（フリーホルド）所有者

(b) 拾磅の價値ある終身自由保有地の所有者

(c) 拾磅の價値ある公簿保有地（コッピーホルド）の所有者

(d) 六拾年間の期限ある年額拾磅又は貳拾年間期限ある年額五拾磅の價値ある賃借保有地（リイズホルド）の所有者

(2) 占有（オキスペーション）に依る有權者

年額五拾磅の地代を支拂ふ借地者

乙、市部選擧法

(a) 郡部と同しく四拾志自由保有地の所有者

(b) 自由民の選擧權は承認せられたるも其享有の方法は大に制限せられたり

(c) 年額拾磅以上の賃借價値ある不動產の所有者又は賃借者

二、選擧區制

古來選擧區は郡部と市部とに區別せられ、共に多くは二名時には一名宛を選出し、而して全議員數は參百名內外を上下せしか、近世史に入りてはヘンリー八世の第一國會には貳百九拾八名なりしか、ゼエムス一世の第一國會には四百六十七名なりき。然るに一千八百三十二年の改正法の際には全議員數六百五十八名なりしか、之れ蘇國及愛國の合同によりて四十五名と壹百名との增加を見たる爲めにして、英蘭國のみには久しき間五百十三名に限られたりき。

第一改正法に依りて、獨立選擧區たる市邑にして其資格を喪失せるもの壹百四十三個を消滅せしめ、市部の議席を四百六十五個より三百九十九個に減し、郡部の議席を一百八十八個より二百五十三個に增加したりしか、總議員數は從來の如く六百五十八人なりき。而して選擧區は倫敦市の如く四名其他大學市邑等にして二名宛選出する少數の選擧區を除く外は、皆從前の如く一區一名の小選擧區制なりき。

第二改正法　保守黨ダービー內閣によりて改正

一、有權資格

甲、郡部選擧法

(1) 所有權に依る有權者は第一回改正法の中にて(b)(c)(d)の價値を五磅に低下したる外は同一なり

(2) 占有に依る有權者は第一改正法の外、年額拾貳磅の地方稅賦課の價値ある賃借地の所有者を加へたり

乙、市部選擧法

市部にては一家を構へたる戶主の外、年額

拾磅以上の賃借價値ある室を有する下宿人も亦總て皆有權者と爲せり。

二、選擧區制

市部の議席は三百九十九個より三百六十六個に減し、郡部の議席を二百五十三個より二百八十三個に增加し、大學の議席を六個より九個に增加したるが、全議員數は矢張從前の如く六百五十八人なりき。

少數代表主義の主張により、マンチェスター、リバープール、バーミンガム、リーズの四市邑を二名乃至三名宛選出する中選擧區と爲し、且又郡部に於ても二名宛選出する中選擧區を併せて三十九個に增加せり。三名を選出する區にては選擧人は二名以上の連記投票を許さゞりき。

第三改正法即ち現在の選擧法　一千八百八十四五年自由黨グラッドストン內閣により改正

一、有權資格

(1) 所有權（プロパテー）に依る資格（郡部に限る）

(a) 自由保有地（フリーホルド）　收益を受け且被相續權ある自由保有權ある自由保有の不動產の所有者

又は終身收益を受くべき權利ある年額五磅以上の賃借價値ある自由保有不動產の所有者

(b) 公簿保有地（コッピーホルド）　年額五磅以上の賃借價値ある終身占有權ある公簿に依る不動產の所有者

(c) 賃借保有地（リーズホルド）　元來六十年以上の賃借權ある年額五磅以上の賃借價値ある不動產の所有者

又は元來二十年以上の賃借權ある年額五十磅以上の賃借價値ある不動產の所有者

茲に注意を要すべきは、(1)所有權に依る有權者は主として郡部に限られ、(2)所有者は不動產の所在地方に住居するの必要なく、(3)選擧權を請求するには過去六ヶ月以上不動產を所有したることを要す等なり。所有權資格の結果は一人にて二票以上の選擧權を有するものあるに至る此二重投票權廢止に關しては、最近既に二回其改正案庶民院を通過したれど、貴族院にて共に否決せられたり。所有權に依る資格の存置は、常に中流以上の社會即自由黨側に少なく保守黨側に多くの二重有權者を增加するの傾向あるものなり

(2) 占有（オキュペエンション）に依る資格

年額拾磅以上の賃借價値ある不動產の占有者

茲に注意せざる可らざるは、(1)此占有に依る資格は郡部及市部に共通なること、(2)占有者は選擧權を請求する以前に滿十二ヶ月間之を占有したること、(3)占有者は其不動產に對し總ての地方稅を完納せること、(4)市部にては、占有者にして同時に住居者ならざる時は、選擧人は其不動產のある市邑の區域より七哩以內に住居する者なることを要す。

(3) 住家（レシデンス）に依る資格

住家に居住する性居人、但し住居は必らずしも戶主たるに限らざれど、其住家は各別の住家として住居するを要し且獨各別に地方稅を賦課せられ得べきものならざる可らず。

茲に注意を要するは、(1)此住家に依る資格は郡部及市部に共通なること、(2)住家に對する地方稅の完納あること、(3)過去十二ヶ月以上居住したる者なること、(4)住家の賃借價値に關しては何等の制限なし。

(4) 下宿（ロッヂャー）に依る資格

家具類の設備なくして年額金拾磅以上の賃借價値ある室を賃借せる下宿人

茲に注意を要する點は、(1)此下宿に依る資格

は郡部及市部に共通なること、(2)過去十二ヶ月以上賃借せることなりとす。

二、選擧區制

議員の總數を六百五十八人より六百七十八に增加し、市部の議席を三百六十六個より二百八十四個に減少し、郡部の議席を二百八十三個より三百七十七個に增加せり。最主要なる改正にして且又注意を要するは、二名又は三名宛選出し來りたる所謂中選擧區なるものを全然廢止して、市部及郡部を通して、皆悉く一區一人の小選擧區制に改正せることなり。但し唯一の例外は首府たる倫敦と牛津、劍橋及ダブリンの一市三大學に於ては二名宛選出するは由緒ある爲めに此法律の效力外とせられたり。

現今の英國選擧法は前述の通りなるか、今其要點を略言せば左の如し。

（イ）選擧權に於ては一家一戶を構へたる成年以上の男子は殆んど皆有權者なること

（ロ）選擧區制に於ては皆一區一人の小選擧區なること

四　將來に於ける英國選擧法の改正

現今英國の朝野に於て選擧法改正の要點として常に唱導せられ、且又近き將來に於て多少成立の見込あるものゝ主要なる點を列記せば左の如し。

(1)　人口の增減に應し多少議員議席配當に變化あり得べきこと

(2)　選擧人名簿登錄の資格の一たる十二ヶ月以上住居の件を三ヶ月又は六ヶ月以上に低下すること

(3)　普通選擧制度を採用し、成年以上の男子は（女子參政權は遠き問題なるべし）、原則として財產上の資格の有無に拘はらず總て皆有權者と爲すこと

現在の有權者の資格も殆んど普通選擧制度に近く、一ヶ月金壹磅足らずの家賃（即ち我國の

一ヶ月四五圓以下の家賃に相當すべし）を支拂ふ住家に居住する者は皆悉く有權者なるか故に今後普通選擧制を採用したりとて、尤も有權者の數を增加することは明白なれど、現在の有權者よりも甚だしく異なりたる社會の有權者の出現を見ることはなかるべし。

(4)　選擧の投票を各選擧區を通して悉皆同一日に執行すること

五　英國選擧法の特色と我選擧法改正の要點

（一）選擧權の擴張

前述の如く英國の有權資格は、歐洲大陸諸國の如く未だ普通選擧制度を採用するに至らすと雖も、既に一家一戶を構へたる者は殆んと總て有權者と定められたり。我國に於ても今俄に普通選擧制を採用するには尙早かるべけれど、現今の選擧法は其資格餘りに高きに失せることは何人と雖も皆之を承認せるか如し。故に現今の直接國稅拾圓の資格を參圓又は五圓位に低下するか、又は英國の如く年額郡部は參圓市部は五圓以上位の賃借價値ある家屋に住家を構へたる男子は皆悉く有權者と爲さは、甚だ簡單にして且又時宜に適ふの制度なるべし。其他有權資格を財產權及納稅額の外、一定の敎育ある者或は一定の貯金ある者にも附與すべきことは、英國にても屢々唱へられたれと、此の如きは其資格を認定すること困難にして其選擧複雜なる手續を要するのみならす、其權利の濫用せらるゝ恐あるが爲め未だ十分研究せらるゝに至らす。

（二）選擧に指名日と投票日とを區別すること

英國の選擧には指名日（ノミネーション）と投票日（ポオーリング）とを區別す。議員候補者は一定の指名日迄に十名の有權者によりて指名せられさる可らす。其指名日に至り他に候補者なき時は、其既に指名せられたる候

補者は別に投票を行はすして、直ちに選擧せられたる者と宣言せらる。然れとも、若し他に競爭の候補者指名せらるゝに至る時は、更に一定の投票日を定め、茲に始めて此等の指名せられたる候補者に就きて其決定の投票を爲さしむ。

小選擧區制と此投票法とを併用する時は、信用ある名士は、無競爭無投票にて當選することを得て、候補者にも有權者にも尙又國家にも選擧の手續と費用を節約することを得るのみならす、更に選擧に伴ふ多くの弊害を除去すると共に、割合に金錢に乏しきも有爲の人士に代議士たるの機會を與え、國會の威嚴を高上せしむるの價宜あり。一千九百年の英國の總選擧に於ては無投票にて選出せられたる代議士全議員數六百七十名の中にて實に二百四十二名の多數に及べり。

（三）　大學の獨立選擧區

牛津及劍橋の兩大學はゼ・エムス一世の時代より國會に代議士を選出し來りたるが、之れ大學が自治團體たる資格に於て他の自治團體たる市邑と同樣なる理由に基きて其代表者の選出を得たるものなるか、實際上は國王か王權伸張の爲めに割合に選擧干涉に便宜なるか爲めに附與したるものなり。尤も元來英國庶民院の起源は、國王の租稅賦課を爲すに當り其標準を定むる爲めに、其相談相手として、郡及市の住民の代表者の選出を命したるに始まれるものなり。然れども、此思想は時代によりて變遷又は擴張せられたるか、現在英國大學か獨立選擧區として尙承認せられ居るは、由緒ある權利あるのみならす國會に最高學府の代表せられるゝは學問の權威と國會の威嚴とに缺く可らさるものと思惟せらるゝが爲めなり。

現在は牛津及劍橋の兩大學は各二名宛、倫敦大學一名、蘇國及愛國の大學は各二名宛、合計大學の選出代議士は九名なり。牛津大學にては卒業生にしてマスター・オブ・アーツの學位を有し大學名簿に登錄せられ居る者は皆有權者なりとす。

斯の如く英國の大學か獨立選擧區たるの資格を有するは、前述の如き理由に基くものなるか尙我國には英國大學の地位を知らさる人多きか如きにより、序なから一言するも徒勞ならさる可し。牛津及劍橋大學に官公私立の名目を加ふる人あれども、之れ大なる誤謬にして、牛津大學は私立にも官立にも亦公立にもあらす、一種特別の自治公共團體なり、我國の市町村又は府縣の如きものなり、只だ一は學者の團體にして他は一般人民の團體なるとの差異あるのみなり若し强ひて官公私立等の名稱を附せんとせは王立大學と云ふか法律上も亦實際上も適當なるか如し、何となれは國王の勅許によりて設立せられたるものなれはなり。牛津大學副總長は無論文部大臣の監督外なるのみならす、牛津市に於ては牛津市長より獨立と云ふよりも、市長は只大學の下にありて總市民に關する政治を執行することを大學より恩惠的に許可せられ居る者たるに過きさるなり。大學副總長は牛津市の內外に於て、廣き一般的の行政權を有し、學生に對しては勿論市民に對しても警察權を行使し之か裁判をも自ら行ふものなり。

我國にも、既に各大學よりは各、貴族院には代表者を有するか、尙一步進んで、各大學を獨立選擧區と爲し、其卒業生を有權者として、衆議院に代議士を選出することゝせは、國會に我最高學府の權威を代表すると共に、議會をして政府及人民に對し、一層信賴すべきものなりとの感を起さしむるなるべし。而して我國の大學も牛津大學の如く、一種特別の自治公共團體と爲し、文部省より獨立ならしめは、最高學府たるの實績を擧くるに便宜なるべし。

尙又茲に直接選擧法改正には干係なきも、我

帝國議會の權威を崇高ならしむるには大に必要なる一件ありて、割合に未だ我國學者の研究せさる所なるか如くなるにより一言すべし。今日我國の總ての社會殊に政治界に大に缺乏せりと思はれ、從ひて年々歲々文明國として甚た好ましからさる事件の突發するは、我國には明治維新の際餘りに甚だしく社會組織破壞せられ、未だ其復活に至らさるとは云へ、之れ予は現今の我國には餘りに「成上り者」の跋扈ありて舊來の貴族及富豪の活動なきに主として原因すと思惟す。勿論「頭腦」は常に「血液」を支配せさる可らされど、之れ比較的のことにして、或程度迄は血統か智識と共に重要視せらるゝは大に必要なるべく、近年我國に屢々起る事件は皆智ありて德足らさる人々か我政界を支配せるに依れるか如し。英國の戴冠式には大僧正か最も壯嚴にして華麗なる部分の儀式は皆之を執行したれど、我國の　御即位式には一俗人たる總理大臣か之を行へるか如し、之れ彼我國人の政治及宗教に關する思想の差異か最も善く現はれたる一例なるか如し。英國庶民院か重きを爲せるは種々の原因ありと雖も、其一は確かに其議員中に舊來の由緒ある貴族及富豪の子弟、準貴族たる從男爵及武士爵を有する人々及學問と人格ある所謂英國紳士の多き爲めなりと予は斷言するに躊躇せず。故に、我國にも之に倣ひ將來は華族の二男三男或は國家に勳功あるか又は社會の尊敬を受くるに足るべき人士を以て新に準華族の階級を作り、之に一定の爵位を與へ、此等の準貴族迄と大學の代表者とをして代議士たらしめは、實に我帝國議會の面目を一新し。決して近時の如き革命黨の集合の如き悲劇を演することなきに至るべし。

（四）　小選擧區制

前述の英國選擧法を見るに、最も顯著なる事實は英國は過去一百年間に於て三回に亘り選擧法の大改革を行ひたるも、未た暫時の間も大選擧區制を採用したることなき點なり。尤も一千八百六十七年には三名選出の中選擧區を三十九個の選擧區に限り試驗的に採用したるが、其結果面白からざりし爲め、一千八百八十五年には此等の中選擧區をも皆悉く一區一人の小選擧區に改正したり。之を以て英國の選擧法には嘗て大選擧區制を採用したることなく、又一回も小選擧區制を抛棄したることなし。斯の如く選擧に於て實際上の經驗に最も富みたる英國に於て常に小選擧區制を維持し來りたるは、予か大に我國識者の考慮を仰かんと欲する所なり。抑も小選擧區制は代議政體の存在に缺く可らさるの選擧法（他に之れ以上便宜なる制度出現せさる限り）なるか如し、何となれは代議政體とは代表政治なるか、民意の代表は小選擧區制の如く或一定の確定したる一小地域ありて、代議士は始めて善く其地域内人民の政治に對する意思の如何を十二分に確むることを得べく、大選擧區制の如く府縣を通する一大地域に於ては其地域餘りに廣きに過き、此の如く廣大なる地方に住居する人民の政治に對する意思は種々雜多なるべく、以て十分に之を確知すること能はさるべし。

六　小選擧區制復活の可否論

凡そ一國の文明の進歩と其人口の增加とに伴ひ、或程度迄其人民の選擧權の擴張を行ひ且又其に準する議員數を增加するは、論理上當然の結果にして、甚だしき反對なきか如し。然れとも、我國に於ける現今の大選擧區制より舊時の小選擧區制に復歸するには、各方面より容易ならさる反對あるか如し。蓋し此改正は直接各方面に對し利害得失の干係あるを以て、各、自己の立場より之か贊否の論說を立つるものなりと雖も、我輩は我國に於ける立憲政體の發達上誠に遺憾に堪えさるなり。吾人は此選擧區の採否に

直接關係なきものなるか故に、利害の觀念を外にして、只た一個の學究として、左に大小兩選擧區制の利害得失を表示し、何故に小選擧區制か代議政體の本旨に適應するの制度なるやを證明すべし。

（一）大選擧區制の利害

甲、大選擧區制の利益

(1) 選擧區廣大なるを以て、有爲の人材を選出するに便利なりと。然れども、選擧運動困難にして、勞力及費用を要すること莫大なるか故に有爲なれど有富ならさる人物は容易に競爭を思ひ立たざるに至る恐あり。

(2) 選擧區大なる爲めに、少數代表に便利なりと。然れとも小選擧區制にても決して少數代表の出來さるの理由なきのみなりとす、代議政體の本旨か十分に國民一般に了解せらるゝに至る時は此制度の方か反つて善く少數を代表するものなり、之れ實際の經驗に富みたる英國知名の政治家グラッドストンの斷言せる所なり。

(3) 賄賂强迫等の不正競爭の弊少なしと。然れとも、小選擧區制の方か地域狹少なるを以て不正競爭を十分に取締るに便宜なるか故に、此點は大選擧區制の利益と云ふ可らさるのみならす、英國に於ては現に小選擧區制を採用せるに拘はらす、我國の大選擧區制の下に於て行はるゝ選擧よりも遙に正々堂々と行はれ居るによるも明なり。元來競爭の正不正などは法律規則等を以て十分に規定せらるべき性質のものにあらす、其國民の道德心の高上を待つて始めて豫期すべきものなり。

乙、大選擧區制の弊害

(1) 選擧區の面積餘りに廣大なる爲め、候補者は十分に自己の主義政見を發表して選擧人に訴ふるの道なく爲めに代議政體の精神たる代表の意義をして全く空虛ならしむ。

(2) 選擧區餘りに廣大にして、選擧人及候補者餘りに多數なるを以て、選擧人も代議士も自己の責任を重するの念慮に乏しきの傾向あり。選擧人は無責任なる投票を爲し、爲めに適當なる代議士を選出すること難く、代議士は自己の「知行」とも稱すへき信賴するに足るの選擧區なく、廣大なる一大選擧區の有權者に對しては義務を負ふの念に薄く國會に出でゝは再ひ選擧區民の利害得失を顧慮せす、爲めに代議政體の元來の主眼たる代議士は其選擧區民の代表者たりと云ふ意義をして全く出現せしめさるに至る。

(3) 大選擧區制に於ては其地域徒に大なるを以て、多數黨に屬する候補者に投票を分割するに當りて、其比例を正確に算定するも、選擧人は必らすしも運動員の命令に服從するものにあらさるを以て、選擧の其結果比例十分に遵守せられさりし爲め。或候補者は當選得票以上の投票を得、或候補者は當選得票以下の投票を得、反つて反對黨たる少數黨の候補者をして其黨に屬する選擧人の投票數に比例してより多數の代議士を選出せしむるの奇觀を呈すること無きにもあらすして、比例代表の意義を空虛ならしむるに至るべし。

(4) 大選擧區制は補缺選擧の場合に。候補者は非常に多數の投票を得さる可らさるか爲めに、法外の勞費を要するのみ

ならす、全府縣を通して再ひ總選擧と同一の狀態に陷らしめ、徒に地方の妨碍を爲すに至るものなり。現在我國の規定の如く、總選擧後一ヶ年間は次點者を補缺當選人と爲すか如きは、大なる窮策なるのみならす、其結果は常に反對黨員を當選人と定むるか如き非立憲的規定は恐らく他國に見さる所なるべし。

（二）小選擧區制の利害

甲、小選擧區制の利益

(1) 小選擧區制は代議政體の骨髓たる代表の意義を最も善く十分に貫徹するものなり。小選擧區制に於ては其選擧區の地域狹小なるを以て、候補者は自己の選擧區を見ること恰も往時の貴族か自己の領地を見るか如く、其選擧區民の利害得失を感知すること正確にして、從ひて代議士は其區民の政見を善く國會に代表することを得。選擧區民は其選出代議士と常に互に政見を交換するを得、互に相知るの機會多く、從ひて相互の間に所謂親子の如き情義を生し意志の疏通を來し、互に信用を重し、責任を負ひ、代議政體の目的を達するに最も便宜なる制度なりとす。之れ予か數年間牛津地方在住の間實地に見聞したる所にして、予は小選擧區制か代議政體に缺く可らさるの制度なる點に關しては、理論上は勿論實際上に證明せられ居れる所を現實に目擊したることに對して一點の疑を有せす。

(2) 小選擧制の下に於ては議員の地盤甚た鞏固にして、解散の際は再選の見込十分あるを以て、代議士は議會に於て、政府に對し獨立の政見を保持することを得べし、之れ實に現時の我國には最も重要なることゝす。

(3) 小選擧區制なる時は、地方に於て信任を有する名士は無競爭にて當選することを得るか故に、選擧の弊害を幾分緩和すると共に金錢の資力に乏しき名士も代議士となる機會あり。

乙、小選擧區制の弊害

(1) 大政黨側にのみ便利にして少數黨側には不利益なりと。然れとも少數黨とて必らすしも常に全國全地方を通して何れの選擧にも何れの總選擧の時にも少數とは限らさるか故に、或地方に於て少數黨の割據せる選擧區及ひ或場合の總選擧に於ては其代表者を得ること大選擧區制の下に於けるよりも反つて確實なり。

(2) 人物を選出するに不便なりと。然れとも、小選擧區制の下に於ては、選擧區民と代議士との間は昔時の君臣の如き間柄を生するか故に、苟も天下の名士とも稱せられ得へき人物は、自己の才能及信用を以て、必らす何れの地方に於てか强固なる選擧區を撰擇することを得へく、且又一度得たる自己の選擧區は大選擧區制の下に於けるものより遙かに永久的の地盤と爲すことを得。加ふるに、小選擧區制の下に於ては地方に信用ありて政務、事務及實社會の經驗に老熟せる思想健全なる常識に富みたる人物が容易に當選することを得るが故に、國會は健全にして社會國家の尊敬を受くるに足る人士の集合と成り議會は眞面目なる政治を行ふに至るなるべし。

前記の比較表を熟讀銜味せられたる諸君は、小選擧區制か理論及實際上に於て代議政體に適合するの制度なることを承知せられたるなるべし。（大正四年十二月三十一日稿）

參考書左の如し

Anson's Law and Custom of the Constitution, Vol. I.
Maitland's Constitutional History of England.
Medley's English Constitutional History.
Porritt's Unreformed House of Commons.